

地方消費者行政の維持強化のため国の交付金措置の継続を求める意見書

消費生活相談は、地域住民が消費者被害に遭ったとき、消費者問題専門家の資格を有する消費生活相談員が、消費者法制度の知見と最新の相談情報を活用して消費者の課題解決に向けて支援する相談機関です。消費生活センターに寄せられた相談情報は、全国消費生活情報ネットワークシステムを通じて全国で共有され、消費者被害防止の注意喚起に利用されるほか、国や都道府県による法令違反業者の指導・処分や国の法制度の改善のために活用され、我が国全体の消費者行政の情報基盤となっています。

2009年消費者庁創設後、全国の相談件数が年間90万件前後に高止まりし、近年は、高齢者を狙った悪質訪問販売業者による屋根・床下工事被害、インターネット上の虚偽・誇大広告による詐欺的定期購入被害など、手口の悪質化・巧妙化が顕著となっています。他方で、消費生活相談員には高度の専門性が必要だが、不安定な地位と処遇が改善されず、しかも相談員の高齢化が進む中で新たな担い手の確保が困難な事態が全国的に深刻となっています。

消費者庁は、創設以来15年間にわたり、地方消費者行政を推進・強化するため、消費生活相談員の人件費にも活用できる交付金を地方公共団体に交付し、消費生活センターの相談体制整備や消費者被害防止の各種取組を支援してきました。ところが、地方消費者行政強化交付金が、令和7年度末をもって基本的に終了時期を迎えます。国の交付金措置が終了すると、高齢者見守りネットワークの構築や適格消費者団体及び一般消費者団体の育成・活動支援・連携など、地方消費者行政による消費者被害防止施策全般の継続が危うくなります。消費者のくらしの安全・安心を守り、事業者の取引適正化と健全な発展に貢献している地方消費者行政の体制と施策が維持・推進されるよう、国は、地方公共団体に対し下記のような財政措置を実施されたく、以下を求めます。

記

- 1 国は、消費生活相談員の人件費に充てることを含む人材確保及び処遇改善に活用できる地方消費者行政に関する交付金を令和8年度以降も措置すること。
- 2 全国消費生活情報ネットワークシステムの刷新及び相談業務のデジタル化に伴う地方公共団体の設備導入及び運営の経費を、国において全額負担する措置を講ずること。
- 3 地方消費者行政の事務のうち消費生活相談業務及び相談情報集約事務、適格消費者団体の活動支援事務など、国と地方公共団体相互の利害に係る事務であって国全体の水準を確保する必要があるものについては、地方財政法10条の適用によりその全部または相当部分を国が恒常的に財政負担することを検討すること。
- 4 消費者被害防止に取り組む適格消費者団体及び地域の消費者団体の育成・活動支援・連携のために地方公共団体が行う支援事務に対し、国は財政支援を継続・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月10日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長

森 一人

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣 殿

総務大臣 殿

内閣府特命大臣（消費者及び食品安全）

消費者庁長官